

令和4年度 第10回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第10回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年1月10日（火） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第6 議案第4号 農地台帳登載申請について
- 日程第7 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 |
| 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 | 5 石川俊治 |
| 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 | 9 尾崎之隆 |
| 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 12 三宅恒久 | 13 紀井正明 |

14 受川清男	15 河村一碩	16 合田篤夫	17 鈴木一郎
18 眞鍋聖二	19 川上雅司	20 渡辺昇	21 越智寧
23 近藤良啓	25 鈴木敏也		

欠席委員（1名）

6 中泉敏則

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

2 石川茂 22 村上佳清

出席した職員

事務局長 篠原敬三	次長 三宅栄一	係長 武村美保
係長 三村真都華	主査 金子愛弓	専門員 白石直樹

第10回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和5年1月10日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

6番 中泉 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

2番 石川 委員

22番 村上 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

14番 高橋 委員、17番 寺尾 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい

て、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年12月1日解約。

番号2の案件については、令和4年12月1日解約。

番号3の案件については、令和4年12月13日解約。

番号4の案件については、令和4年12月13日解約。

番号5の案件については、令和4年11月15日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2号各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。申請地は狭小ですが、10月の総会で承認され取得した農地に隣接し、耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、小作地開放です。売買により所有権を移転し、経営の安定を目指すもので、許可後は引き続き水稻と里芋の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、申請地は狭小ですが、今後、周辺の農地も購入予定であり、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、贈与による所有権移転で、親戚関係にある県外在住の渡人から、近隣で耕作便利な申請地を譲り受けるものです。許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、贈与による所有権移転で、近隣で耕作便利な申請地を譲り受けるものです。許可後は野菜と水稻の作付けを予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転で、遠方に居住する親戚関係にある渡人から申請地を譲り受けるものです。許可後は野菜と水稻の作付けを予定しています。なお、申請地は袋地ではありますが、囲繞地通行権により耕作することを申請代理人に確認しております。

番号10と11の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。番号10と11については、売買による所有権移転で、番号10の1筆以外は、小作地開放です。近隣で耕作便利のため、所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号12の案件については、前回の総会において、「農地台帳登載申請」について審議し、登載が認められた案件で、今回、売買による所有権移転を申請するものです。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 申請地は昨年10月に取得した農地の隣接地ですが、鉄道ができた時に南北に分断されてできた狭小な残地であり、前回確認できてなかったため今回申請したものです。隣接には同じような残地がありますので、今後、申請が上がる可能性があります。

また、前回取得した農地は、土を入れ、底上げをして今回の申請地と一体的に利用できるようにしております。申請については問題ないと思います。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。
 議 長 9 番
 委 員 異議ありません。
 議 長 10 番と 11 番
 委 員 異議ありません。
 議 長 12 番
 委 員 異議ありません。
 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
 委 員 (「特になし。」との声)
 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
 議 長 採決に入る前に、番号 2 番については、高橋委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、高橋委員の退席を求めます。
 (高橋 委員 退席)
 議 長 議案第 1 号、番号 2 番、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
 委 員 (挙手全員)
 議 長 挙手全員であります。
 よって、番号 2 番は、原案のとおり許可することに決しました。
 議 長 高橋委員の入室を許可いたします。
 (高橋 委員 入室・着席)
 議 長 高橋委員に報告します。高橋委員関連案件の番号 2 番、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」については許可することに決しましたので、報告いたします。
 議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第1号中、番号1番及び3番から12番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は6件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は不動産業を営む法人で、交通アクセスが良く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2と3の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。

受人は貸倉庫や宅地建物取引業を営む法人ですが、事業拡大のため、新たに貸事務所を建設するもので、番号2の渡人については、同法人の役員を務めており、所有する申請地を法人へ譲り渡すものです。申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は、現在、妻と賃貸共同住宅に居住していますが、農繁期には実家の農作業の手伝いや、将来、家族が増えて手狭になることを見据え、実家近くの申請地を母から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申

請することは、やむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受入は土木工事業等を営む法人ですが、近年、土木工事の受注が増え、残土仮置場が不足しているため、倉庫建設が集中している市道沿いの申請地を譲り受けての残土仮置場建設で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受入は、現在、申請地に隣接している太陽光発電施設を設置していますが、施設のメンテナンスや将来の撤去作業を見据え、工事車両が通行可能な進入路を造成するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番と3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 白石 専門員

白 石 それでは、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、2年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4から10の案件については、5年間の使用貸借です。

番号11から17の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員	特に異議ありません。
議 長	2 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	3 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	4 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	5 番と 6 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	7 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	8 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	9 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	10 番
委 員	特に異議ありません。
議 長	11 番から 17 番までの再設定について質疑はありませんか。
委 員	(「特になし。」との声)
議 長	格別ないようですので、これより採決いたします。
議 長	採決に入る前に、番号 2 番については、大西委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、大西委員の退席を求めます。
	(大西 委員 退席)
議 長	議案第 3 号、番号 2 番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、番号２番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 大西委員の入室を許可いたします。

（大西 委員 入室・着席）

議 長 大西委員に報告します。大西委員関連案件の番号２番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 続いて、番号１２については、宇高委員の関連案件でありますので、宇高委員の退席を求めます。

（宇高 勉委員 退席）

議 長 議案第３号、番号１２番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、番号１２番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 宇高委員の入室を許可いたします。

（宇高 勉委員 入室・着席）

議 長 宇高 委員に報告します。宇高委員関連案件の番号１２番、「農業経営基盤

強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 続いて、番号 16 については、石川委員の関連案件でありますので、石川委員の退席を求めます。

(石川 委員 退席)

議 長 議案第 3 号、番号 16 番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号 16 番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 石川委員の入室を許可いたします。

(石川 委員 入室・着席)

議 長 石川 委員に報告します。石川委員関連案件の番号 16 番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第 3 号中、番号 1 番、及び 3 番から 11 番、13 番から 15 番、17 番について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたしま

す。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、12月12日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 12月7日、現地を確認いたしました。

申請地は30年以上前に宅地として購入されていましたが、計画が変わり、今日まで農地として利用されております。また、すぐ近くに農業をされている弟さんがおられ、米や野菜を栽培されていたとのことです。今回、新たに果樹が植えられていました。申請人もしっかり管理されるとのことですので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地として一体利用する予定です。なお、今回の申請地は、市・建設課により、土地改良区管理の「道」ではないことが確認されていることから、地元自治会及び隣接土地所有者の同意書が添付されております。

番号2の案件については、当該「道・水路」は、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地として一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号3の案件について、当該「道」は、申請人所有の私道に介在しているため、払い下げを受け、私道としてとして一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請地は、既に「道」としての機能を有しておらず、支障はありません。また、隣接土地所有者、地元自治会の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 現地を確認しましたが、「道・水路」は申請者が所有する土地の間に所在しており、公共の用に供されていない状況です。また、土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 番号3番

委 員 現地を確認しましたが、申請地は申請人所有の私道に取り込まれた形になっております。南北に道がありますが、南側は宅地の擁壁で切断されており、用途廃止による影響はないと思われます。また、地元土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 高 橋 藤 信

委 員 寺 尾 悟 志